

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後 3 ヶ月以内に自己都合により退職した場合、以下のとおり紹介手数料を返還するものとする。

- 1) 入社後 1 ヶ月以内に退職： 紹介手数料の 75%
- 2) 入社後 2 ヶ月以内に退職： 紹介手数料の 50%
- 3) 入社後 3 ヶ月以内に退職： 紹介手数料の 25%

ただし、採用決定者に対する待遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返金制度は適用しません。
また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。